

(地方公共団体名)

申請日 年 月 日

墨田区

殿

【フラット35】地域連携型利用申請書

【フラット35】地域連携型を利用するため、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の発行を申請します。

太枠内をご記入ください。

申請者 (【フラット35】のお申込人) 【フラット35】のお申込み人が2人の場合は、いずれかの方がご記入ください。	氏名	フリガナ
	住所	〒(-)
	TEL	()・()・()
	補助申請者氏名	(【フラット35】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載)
取得する住宅の所在地 (地名地番)		
補助事業等名	墨田区三世帯同居・近居住宅取得支援事業	

内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

誓約事項	
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
提出書類(いずれかにチェック)	
<input type="checkbox"/>	本申請書提出時点で、補助申請書類は提出済みです。 (その他の提出書類については「要件等確認チェックシート」参照)
<input type="checkbox"/>	本申請書提出時点では、補助申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、補助対象であることを証明する資料(補助申請書類)を提出します。 ただし、現時点では提出(取得)できない書類については、補助申請時に提出します。
承諾事項	
<input type="checkbox"/>	次の から までの全ての事項について承諾します。
<input type="checkbox"/>	補助事業等の対象とならない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがあること。
<input type="checkbox"/>	【フラット35】の要件に合致しない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと。
<input type="checkbox"/>	融資実行後、地方公共団体が年1回、5年間の居住確認(同居・近居する世帯員の居住確認を含む。)を行う場合があること(若年子育て世帯・親世帯による同居・近居のための住宅取得に限る。)
<input type="checkbox"/>	本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【フラット35】地域連携型及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。
<input type="checkbox"/>	本申請が、補助事業等に関する文書の保存期限後になされた場合、受け付けられないことがあること。
<input type="checkbox"/>	補助金等の交付対象者が個人でない場合、本申請が受け付けられないことがあること。
<input type="checkbox"/>	本申請内容に係る居住状況の確認のため、墨田区職員が現地を訪問することがあること。

(地方公共団体使用欄)

受付欄	

申請者名

要件等確認チェックシート【同居の場合】

〔フラット35〕地域連携型利用申請書・付表

事業番号	02 - 131075 - 0624
補助事業等名	墨田区三世代同居・近居住宅取得支援事業

内容を確認の上、太枠内にチェック・記入して、該当する書類を提出してください。

要件	提出書類等
子育て世帯(1)と親世帯(2)が新たに同居すること。 1 補助申請者の世帯 2 補助申請者又はその配偶者の一親等の 直系尊属で区内に居住している世帯	子育て世帯の戸籍全部事項証明書 親世帯の住民票の写し
補助申請者に、助成金の交付申請時点において、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある現に同居する子がいること。	住民票の写し (補助申請者及び現に同居する子の表示があるもの) 補助申請(予定)月 年 月
取得する住宅が「住生活基本計画」に定める、世帯員の人員に応じた最低居住面積水準(下記参照)以上の床面積であること。	工事請負契約書又は売買契約書の写し
記:最低居住面積 = $10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$ 注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として計算する。ただし、これらにより計算した世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。 注2 世帯人数(注1に該当する場合は、これに基づき計算した世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を除く。 なお、フラット35子育て支援型利用にあたっては、一戸建て住宅等は床面積70㎡以上、共同住宅(マンション)は床面積30㎡以上が条件となります。	
墨田区三世代同居・近居住宅取得支援事業の要件を全て満たすことの確認について	本利用申請書提出時点で、墨田区の補助事業の利用に関する申請書を提出していないため、本利用申請書の提出と合わせて、補助事業の利用対象者であることを証明する資料(誓約書)を提出します。
	【中古住宅を取得する場合】 検査済証又は建築確認台帳記載事項証明書の写し 【昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅を取得する場合】 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準等に適合することを証明する書類

(書式適用日)令和3年4月1日

年 月 日

墨田区長 あて

申請者 住 所
氏 名

誓約書

私は、「フラット35地域連携型」の利用申請に当たり、下記の内容について誓約します。
なお、下記のいずれかの内容に反したことが判明した場合には、利用承認の取消しを受け
ても異議を申し立てません。

記

- 1 申請者世帯及び親世帯(申請者世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの一親等の直系尊属で、区内に居住する世帯)に属する者は、住民税を滞納していません。
- 2 申請者世帯の親世帯に属する者は、墨田区三世代同居・近居住宅取得支援制度を申請する時点で、3年以上引き続き区内に住所を有し、現に居住しています。
- 3 申請者世帯と親世帯に属する者は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていません。
- 4 親世帯に属する者は、介護保険施設等に入所し、又は入居していません。
- 5 申請者世帯と親世帯に属する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 6 墨田区三世代同居・近居住宅取得支援制度に係る申請は、取得した住宅に転居後、原則3か月以内に行います。
- 7 その他、墨田区三世代同居・近居住宅取得支援制度要綱に反していません。